

JAN 倫理規定

2011年5月26日・通常総会にて承認

1. この倫理規定の目的は、会員それぞれが、公共の利益や雇用者、顧客、他会員の利益に資するために守られるべき行動の一般原則を記述することである。
2. 日本雪崩ネットワーク会員の業務の目的は、雪崩によって生じる国民並びに顧客の生命の損失、傷害、財産の損害を防ぐということである。
 - a) 会員は、他者の安全を守るという責務が、自らの行動を決定する重要な事柄であることを認識するものとする。
 - b) 会員は、安全と経済的・環境的・社会的影響との間で、合理的なバランスが実現するように努めるものとする。
 - c) 会員は、自らの職務上の判断が却下された場合、どのような事態が予測されるかを明確に提示するものとする。
3. 日々の業務や施設の建設計画において雪崩の危険を認識するためには、雪崩に関する知識だけでなく、情報の収集と解釈にかかわる実践的な経験が必要である。
 - a) 会員は、自らが職能を与えられた範囲内の職務のみを行う。必要と有らば、業務の宣伝活動や仕事を得る際に、会員は自らの可能なことを明示するものとする。
 - b) 会員は、自らの雇用者や顧客の利益に資すると考えられる場合にはいつでも、他会員を業務に従事させ、または従事するよう勧告するものとする。
 - c) 会員は、自らが持つ技能を余すことなく発揮し、その行為についての責任を負わなければならない。
4. 会員は、特定の人々の利益とすることを目的として、またそのために対価を受領して、雪崩安全に関わる問題についての声明、批判、議論を公表することはない。ただし、その立場を明確にしている場合はこの限りではない。
5.
 - a) 会員は、他者の職務的評判、可能性、実践を直接的ないし間接的に傷付けようとししない。
 - b) 会員は、同僚の仕事を点検し、その際に批判的なコメントをするのは、その同僚の人柄を理解し、コミュニケーションが可能な場合にはコミュニケーションを取った後においてのみとする。
 - c) 会員は、雪崩安全に関わる問題について、その問題についての事実を把握している場合を除き、公に意見を述べることをしない。
 - d) 会員は、社会的責任として求められる場合をのぞいて、他人や他の組織の能力や品位に影響を与えるような職務的意見を述べることをしない。
 - e) 会員は、他の会員が非倫理的もしくは非合法、不誠実な活動をおこなっていると認める場合には、その旨を組織の理事長へ報告するものとする。
6. 会員は、他の会員と情報・経験を交換することによって職務的効率性を向上すべく協力関係を築くものとする。
7. 会員は、社会と産業の期待に応えるため、リフレッシュ講習、アバランチミーティングなど継続的に学習する機会に積極的に参加し、自らの知識・技術・専門的能力が通用するものであることを確認する責任を負うものとする。

以上。